

# 令和6年度町税等口座振替日程

令和6年度の町税及び公共料金の口座振替日についてお知らせします。下記表のとおり月末(納期限)が振替日となります。末日が土日及び祝日の場合は翌営業日が振替日となります。

振替ができなかった場合の再振替はいたしませんので、指定口座の残高確認をお願いします。

○対象税目及び公共料金

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅新築資金等償還金など

## 口座振替日程表

振替日	R6年4月	5月	7月	7月	9月	9月	10月	12月	12月	R7年1月	2月	3月
科目	30日 (4月分)	31日 (5月分)	1日 (6月分)	31日 (7月分)	2日 (8月分)	30日 (9月分)	31日 (10月分)	2日 (11月分)	25日 (12月分)	31日 (1月分)	28日 (2月分)	31日 (3月分)
町県民税			○ 1期 全期		○ 2期		○ 3期			○ 4期	○ (随)	○ (随)
固定資産税		○ 1期 全期		○ 2期					○ 3期		○ 4期	○ (随)
軽自動車税	○ 全期											
国民健康保険料	○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 4期	○ 5期	○ 6期	○ 7期	○ 8期	○ 9期	○ 10期	○ 11期	○ 12期
介護保険料												
住宅資金・使用料	○ 4月分	○ 5月分	○ 6月分	○ 7月分	○ 8月分	○ 9月分	○ 10月分	○ 11月分	○ 12月分	○ 1月分	○ 2月分	○ 3月分
保育料												
後期高齢者医療保険料				○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 4期	○ 5期	○ 6期	○ 7期	○ 8期	○ 9期
納期限	4月30日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日

※ 町県民税、固定資産税の(随)は、更正により課税が発生した場合のみ。

※ 振替ができなかった場合、再振替は行いませんのでご注意ください。

※ 残高不足等で振替ができなかった場合、振替日後に納付書付の督促状(手数料50円分加算)を送付させていただきます。(納付書はコンビニでも使用できます)